

春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

1. 審査要領の位置づけ

この審査要領は、「春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事実施設計等業務委託候補者選考委員会」（以下「委員会」という。）において、参加表明書等及び技術提案書等に基づく、プロポーザルの審査方法及び基準等を示しています。なお、本委員会の構成員は、別表1に定めるものとします。

2. 審査実施上の留意事項

次の場合は、事務局において応募者にその理由等を確認し、委員会に報告の上、審議するものとします。その結果、正当な事由が無いと認められる場合には、得点に関わらずその者を選定しないことができることとします。

- (1) 管理技術者が建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者でない場合。
- (2) 管理技術者及び総合（意匠）分野の主任担当技術者が、応募者の組織に属していない場合。
- (3) 管理技術者が1名でない場合。
- (4) 記載を求めた各主任担当技術者が各1名でない場合。
- (5) 管理技術者が記載を求めた各主任担当技術者を兼務している場合。又記載を求めた総合（意匠）、電気、機械の分野における主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務している場合。
- (6) 管理技術者の手持ち業務量について、延べ面積1,000㎡以上の設計業務の件数が5件以上の場合又は、総合（意匠）分野の主任担当技術者の手持ち業務量について、延べ面積1,000㎡以上の設計業務の件数が3件以上の場合。
- (7) 総合（意匠）分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託することとしている場合。
- (8) 設定した分担業務分野において、協力事務所が他の応募者の協力事務所となっている場合。
- (9) 協力事務所が指名停止期間である場合。
- (10) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3. 第一次審査（技術提案書等の提出者の選定）

- (1) 技術提案書等の提出者の選定は、本要領に基づいて参加表明書等の審査を行い、委員会の審議により選定します。
- (2) 参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位3者程度を選定します。
- (3) 評価点が同点の場合は、総合（意匠）分野の主任技術者の評価点が高い方を上位の者とします。
- (4) 参加表明書等の評価項目及び配点は、下記のとおりとします。

評価項目及び配点 (25点満点)		区分	ウエイト	
①配置予定の技術者の資格	5	主任技術者	総合	3.0
			電気	1.0
			機械	1.0
②配置予定の技術者の業務実績	25	管理技術者		12.0
		主任技術者	総合	7.0
			電気	3.0
			機械	3.0

(5) 評価項目①及び②の採点は、事務局にて行います。

(6) 審査基準

① 配置予定の技術者の資格 (様式第2号)

各技術者について、保有資格が資格評価表の(1)～(3)のいずれかであるかにより評価点 (1.0～0.2) を決定し、配点のウエイトを乗じます。

ア 配点表

評価項目及び配点		区分	ウエイト	
①配置予定の技術者の資格	5	主任技術者	総合	3.0
			電気	1.0
			機械	1.0

イ 資格評価表

担当業務分野	評価する技術者資格等	評価点
総合 (意匠)	(1) (2) に加え、構造一級建築士、設備一級建築士、技術士 (総合監理部門もしくは建設部門) のいずれかの資格を有する場合	1.0
	(2) 一級建築士	0.8
	(3) 二級建築士	0.4
	(4) その他	0.2
電気設備	(1) (2) に加え、一級建築士、設備一級建築士、技術士 (電子電気部門) のいずれかの資格を有する場合	1.0
	(2) 建築設備士	0.8
	(3) 一級電気工事施工管理技士	0.4
	(4) 二級電気工事施工管理技士、その他	0.2
機械設備	(1) (2) に加え、一級建築士、設備一級建築士、技術士 (機械部門) のいずれかの資格を有する場合	1.0
	(2) 建築設備士	0.8
	(3) 一級管工事施工管理技士	0.4
	(3) 二級管工事施工管理技士、その他	0.2

※各分担業務分野の主任担当技術者は、担当する業務に係る業務実績を有していない場合、評価点は0点となります。

② 配置予定の技術者の業務実績

管理技術者は、長寿命化改修と同種又は類似の業務実績について対象とし、各主任担当技術者は、担当する業務に係る業務実績の評価点の業務実績を対象とします。配点方法は、同種又は類似による評価点（1.0～0.4）に配点を乗じます。なお、平成28年度以降から参加表明書等の提出日までに履行が完了した実績を評価します。

ア 配点表

評価項目及び配点		区分	ウエイト	
②配置予定の技術者の業務実績	25	管理技術者	12.0	
		主任担当技術者	総合	7.0
			電気	3.0
			機械	3.0

イ 同種又は類似による評価点

小中学校の長寿命化改修又は改修等の設計に関する業務実績

評価項目	評価事項	区分	評価点		
			右記に加え交付金等の活用検討を実施	居ながら改修により引越等の手法を検討	その他
業務実績	延べ面積5,000㎡以上の小中学校の長寿命化改修に係る実施設計又は工事監理	同種	1.0	0.9	0.7
	延べ面積2,500㎡以上の小中学校の長寿命化改修に係る実施設計又は工事監理		0.8	0.7	0.5
	延べ面積5,000㎡以上の公共施設の長寿命化改修に係る実施設計又は工事監理	類似	0.7	0.5	0.3
	延べ面積2,500㎡以上の公共施設の長寿命化改修に係るの実実施設計又は工事監理		0.6	0.4	0.2
	延べ面積5,000㎡以上の小中学校の改修等の実施設計又は工事監理		0.5	0.3	0.2
	延べ面積2,500㎡以上の小中学校の改修等実施設計又は工事監理		0.4	0.2	0.1

※小中学校には、義務教育学校も含めるものとします。

※長寿命化改修とは、構造体の耐久性向上や設備の健全化に加え、建物の機能や性能を現在の求められる水準まで引き上げることを目的とした改修したものとします。

※改修等とは、建物の内外装や設備等について改修したものとします。

※工事監理とは、実施設計を行った工事であり工事監理を実施しているものを対象とします。

※交付金等の活用検討とは、交付金対象事業とするため、活用可能事業、改修範囲や仕様等に

ついて、検討したものとします。

例1) 管理技術者の配点

- (1) 延べ面積8,000㎡の小中学校の長寿命化改修に係る同種の業務実績（居ながら改修により引越等の手法検討に加え、学校施設環境改善交付金の活用検討を実施）

$$\text{評価点} = 1.0$$

(2) 管理技術者または主任技術者の配点

$$(1)\text{の}\text{評価点}1.0 \times \text{配点}12.0 = 12.0\text{点}$$

例2) 主任担当技術者（総合）の配点

- (1) 延べ面積4,000㎡の公共施設の長寿命化改修に係る同種の業務実績（居ながら改修により引越等の手法検討）

$$\text{評価点} = 0.4$$

(2) 主任担当技術者（総合）の配点

$$(1)\text{の}\text{評価点}0.4 \times \text{配点}7.0 = 2.8\text{点}$$

4. 第二次審査（契約候補者の特定）

- (1) 契約候補者の特定は、本要領に基づいて技術提案書等の審査及びヒアリングを行い、委員会の審議により最優秀者（第一位契約候補者）及び優秀者（第二位契約候補者）を特定します。応募者が1者であっても評価点が100点満点中60点以上であれば最優秀者（第1位契約候補者）として、契約を行えるものとします。

- (2) 技術提案書等の評価項目及び配点は、下記のとおりとします。

評価項目及び配点(100点満点)		区分	
① 第一次審査の評価点	30	配置予定の技術者の資格	5
		配置予定の技術者の業務実績	25
② 業務実施方針	20	業務実績の活用方法	8
		業務の実施方針	8
		業務への理解度及び取り組み意欲	4
③ 評価テーマに対する技術提案	30	評価テーマ(1)新しい時代の学習環境の整備に関する提案について	14
		評価テーマ(2)工事計画について	8
		評価テーマ(3)建設工事費の縮減について	8
④ 受注予定金額	20	—	

※技術提案書等における「③評価テーマに対する技術提案」の内容は、本業務委託の内容を拘束ものではなく、業務の進捗によって変更となる可能性があります。

- (3) 評価点が100点満点の内60点に満たない場合は、契約候補者として特定しません。

- (4) 評価点が同点の場合の措置については、以下の順に取扱うものとします。

1) 評価項目③の評価点が高い方を上位の者とします。

2) 上記1)で評価点に差がつかない場合、評価項目③のうち、評価テーマ(1)→(2)→(3)の順に対する点数を重視し、順位付けを行います。

3) 上記1)・2)でも評価に差がつかない場合、④受注予定金額が安い方を重視し、順位付けを行います。

(5) 評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが0点の評価をした場合は契約候補者として特定しません。

(6) 審査基準

①評価項目①については、第一次審査の評価点を採用します。

②業務実施方針

各委員の主観的評価により、それぞれの評価の着眼点について、技術提案書内容及びプレゼンテーション・ヒアリング結果を総合的に評価します。評価点は各委員の評価点（1.0～0）を平均して算出し、配点を乗じます（小数点以下第3位を四捨五入します。）。

評価の着眼点	配点	評価事項	各委員の評価点				
			1.0	0.8	0.6	0.4	0
業務実績の活用方法	8	業務実績に基づく配置技術者の持つノウハウの活用方法を総合的に評価します。	1.0	0.8	0.6	0.4	0
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務の実施方針	8	業務の取組体制（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する配慮事項等について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価します。	1.0	0.8	0.6	0.4	0
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務への理解度及び取り組み意欲	4	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性について、ヒアリング結果により評価します。	1.0	0.8	0.6	0.4	0
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

### ③評価テーマに対する技術提案

各委員の主観的評価により、下記の評価テーマについて、技術提案書の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング結果を総合的に評価します。評価点は各委員の評価点（1.0～0）を平均して算出し、配点を乗じます（小数点以下第3位を四捨五入します。）。各テーマに対する評価にあたって、重視する観点については、下表を参照してください。

評価テーマ	配点	評価事項	各委員の評価点				
			1.0	0.8	0.6	0.4	0
(1) 新しい時代の学習環境の整備に関する提案について	14	学習環境の変化や特性に配慮すべき児童数の増加などに対応できる的確な提案となっているかを評価します。	1.0	0.8	0.6	0.4	0
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
(2) 工事計画について	8	工事中における児童や教職員等の安全かつ円滑な動線を考慮し、十分に学校施設の老朽化対策が行われる提案となっているかを評価します。	1.0	0.8	0.6	0.4	0
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
(3) 建設工事費の縮減について	8	建設工事費の縮減に向けて工夫が図られ、VE・CD案等のコスト管理についての的確な提案となっているかを評価します。	1.0	0.8	0.6	0.4	0
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分

### ④受注予定金額

技術提案書等に記載の受注予定金額のうち、最低金額を記載した者の評価点20点とします。その他の者の評価点は、下記により算出します（小数点以下第3位を四捨五入します。）。

算出方法
評価点 = 最低受注予定金額 ÷ 記載受注予定金額 × 20

### (7) 技術提案の視覚的表現

技術提案書等における視覚的表現の取扱いについては、別添の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー」（平成30年5月全国営繕主管課長会議）の49～53ページを参照してください。

#### ① 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本となりますが、提案にあたり視覚的表現による補足が適当と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認めます。

② 評価対象としない視覚的表現

次に掲げる視覚的表現は評価対象としません。

○具体的な建物の設計又はこれに類する表現

○詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【評価対象としない表現の例】

1) 具体的な設計図、模型（模型写真を含みます。）、精巧・精密な透視図等

2) 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ

3) 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現

4) 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改築等における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

③ 提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載しないでください。

春日部市立豊春小学校校舎長寿命化改修工事実施設計等業務委託  
候補者選考委員会の構成員

委員長

学校教育部長

副委員長

学校教育部学務指導担当部長

委員

教育総務課長  
教育施設課長  
指導課長  
学校給食課長